

所得税法等（生命保険料控除、寄附金控除等）の改正

目	次
一 生命保険料控除の改組……………75	五 先物取引に関する支払調書制度等の改正……………89
二 寄附金控除制度の改正……………85	六 生命保険契約及び損害保険契約の範囲の明確化……………94
三 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除制度の改正……………87	七 配当所得の改正……………95
四 オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品の非課税措置の改正……………87	八 無対価組織再編成に係る整備……………96
	九 罰則の見直し……………99

一 生命保険料控除の改組

1 改正前の制度の概要

(1) 一般生命保険料控除

- ① 居住者が、各年において、生命保険契約等に係る保険料又は掛金（個人年金保険料に該当するものを除きます。以下「生命保険料」といいます。）を支払った場合には、その年中に支払った生命保険料の金額に応じて次の表に掲げる金額を所得控除できることとされていきました（旧所法76①）。

年間の支払保険料等の合計額	所得控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

- ② この場合の生命保険契約等とは、次に掲げる契約をいうこととされていきました（旧所法76③）。

イ 生命保険会社又は外国生命保険会社等の締結した生命保険契約のうち生存又は死亡

に基因して一定額の保険金が支払われるもの（保険期間が5年に満たない生命保険契約で一定のもの及び外国生命保険会社等が国外において締結したものを除きます。）

ロ 旧簡易生命保険契約

ハ 農業協同組合の締結した生命共済に係る契約（共済期間が5年に満たない生命共済に係る契約で一定のものを除きます。）その他これに類する共済に係る契約

ニ 生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は損害保険会社若しくは外国損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約のうち、病院又は診療所に入院して医療費を支払ったことその他一定の事由に基因して保険金が支払われるもの

ホ 確定給付企業年金に係る規約又は適格退職年金契約

(2) 個人年金保険料控除

- ① 居住者が、各年において、個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金（その者の身体の

傷害又は疾病その他これらに類する事由に基因して保険金、共済金その他の給付金を支払う旨の特約が付されている契約にあっては、その特約に係る保険料又は掛金を除きます。以下「個人年金保険料」といいます。）を支払った場合には、その年中に支払った個人年金保険料の金額に応じて上記(1)①の表に掲げる金額を所得控除できることとされていましたが（旧所法76②）。

- ② この場合の個人年金保険契約等とは、上記(1)②のイからハまでに掲げる契約で年金を給付する定めのあるもののうち、一定の要件を満たすものをいうこととされていましたが（旧所法76④）。

2 改正の内容

社会保障制度を補完する商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援する観点から、生命保険料控除が改組され、上記 1 の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の他に、新たに適用限度額を 4 万円とする介護医療保険料控除が創設されました。

あわせて、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除については、平成24年 1 月 1 日以後に締結した保険契約又は共済契約（以下「保険契約等」といいます。）に係る保険料又は掛金（以下「保険料等」といいます。）に対する控除については、その適用限度額を 4 万円とすることとされました。他方、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料等に対する控除については、従前どおりその適用限度額を 5 万円とすることとされました。

また、介護医療保険料控除、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除に係る控除額の合計額が12万円を超える場合には、12万円を限度として生命保険料控除を適用することとされました（所法76④）。

さらに、改正前の生命保険料控除では、その保険契約等の主契約の内容によって適用される保険料控除を区分することとされていましたが、改正

後の生命保険料控除では、平成24年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等については、主契約又は特約の内容に応じてそれぞれ保険料控除が適用されることになります。

以下では、これらの保険料控除の改正について解説することとします。

(1) 介護医療保険料控除の創設

平成24年 1 月 1 日以後に締結した介護医療保険契約等に係る保険料等については、適用限度額を 4 万円とする介護医療保険料控除が設けられました。

① 控除額の計算

居住者が、各年において、介護医療保険料を支払った場合には、その年中に支払った介護医療保険料の金額に応じて次の表に掲げる金額を所得控除できることとされました（所法76②）。

年間の支払保険料等の合計額	所得控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

② 介護医療保険料の意義

イ 原則

介護医療保険料控除の対象となる介護医療保険料は、介護医療保険契約等に係る保険料等のうち、医療費等支払事由に基因して保険金、共済金その他の給付金（以下「保険金等」といいます。）を支払うことを約する部分に係る保険料等をいいます（所法76②）。

この医療費等支払事由とは、次に掲げる事由をいいます（所令208の 6）。

- (イ) 疾病にかかったこと又は身体の傷害を受けたことを原因とする人の状態に基因して生ずる医療費その他の費用を支払ったこと

（例）医療費用保険、介護費用保険

(ロ) 疾病若しくは身体の傷害又はこれらを原因とする人の状態（介護医療保険契約等に係る約款に、これらの事由に基因して一定額の保険金等を支払う旨の定めがある場合に限り。）

（例）医療保障保険、介護保障保険

(ハ) 疾病又は身体の傷害により就業することができなくなったこと

（例）所得補償保険

ロ 組込型の保険契約等

生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われる保険契約等（下記(2)②ロ(イ)の i 又は iii の契約）と疾病若しくは身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約等のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの（下記③イ(イ)又は(ロ)の契約）とが一体となって効力を有する一の保険契約等（以下「組込型保険契約等」といいます。）のうち、特定介護医療保険（共済）契約に係る保険料等については、その全額が介護医療保険料の対象となります（所令208の7、208の3①）。

この特定介護医療保険（共済）契約とは、組込型保険契約等（人の生存に関し一定額の保険金又は給付金を支払う保険契約等を除きます。）のうち、その保険契約等において支払われる死亡保険金等又は死亡給付金等の額が次のいずれかに該当するものとされています（所令208の3②③、平成22年金融庁告示第36号、平成22年農水省告示第535号）。

(イ) その保険契約等において支払われる入院給付日額の100倍に相当する額を限度とするもの（入院の原因となる事由を制限するものを除きます。）

(ロ) その保険契約等に係る保険料積立金の額又は保険契約者若しくは共済契約者が既に支払ったその保険契約等に係る保険料等の累計額のいずれか大きい額を限度とするもの

(ハ) がんに罹患したこと又は常時の介護を要する身体の状態になったことに基因してその保険契約等において支払われる保険金又は給付金の額の5分の1に相当する額を限度とするもの

(注) 上記(イ)の入院給付日額とは、治療を直接の目的として被保険者が病院又は診療所に入院したことに関し支払われる一日当たりの保険金又は給付金の額をいい、(ロ)の保険料積立金とは、保険法第63条及び第92条に定める保険料積立金をいいます。

③ 介護医療保険契約等の意義

イ 介護医療保険契約等となる保険契約等

介護医療保険契約等とは、平成24年1月1日以後に締結した次に掲げる契約又は他の保険契約等に附帯して同日以後に締結した次に掲げる契約のうち、これらの契約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料等の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものをいいます（所法76⑦、所令210）。

(イ) 生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は損害保険会社若しくは外国損害保険会社等の締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

(ロ) 疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる次に掲げる契約のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

i 旧簡易生命保険契約

ii 農業協同組合の締結した生命共済に係る契約その他これに類する共済に係る契約

(注1) 上記の平成24年1月1日以後に締結した契約には、同日以後に新たに締結した契約だけでなく、同日前に締結し

た契約について、転換、保障見直し、更新、継続、満期更改、中途更改、特約の付加、被保険者の増加、特約の更新によって新たに保険契約等が締結されたものも含まれます（これは、新生命保険契約等及び新個人年金保険契約等についても同じです）。ただし、失効した平成23年12月31日以前に締結した保険契約等が平成24年1月1日以後に復活したものは除かれます。

（注2） 上記(ロ)iiの農業協同組合の締結した生命共済に係る契約に類する共済に係る契約の範囲は、従前の生命保険料控除の対象となっていた共済に係る契約と同様です。

ロ 介護医療保険契約等とならない保険契約等次に掲げる契約は介護医療保険契約等の対象とはなりません（所法76⑥四・⑦二、所令209④）。

(イ) 生命保険会社又は外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの（いわゆる第一分野の保険）

(ロ) 保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされている契約（いわゆる傷害保険）

(ハ) 保険期間が5年に満たない生命保険会社又は外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち、被保険者が保険期間の満了の日に生存している場合に限り保険金等を支払う定めのあるもの又は被保険者が保険期間の満了の日に生存している場合及びその期間中に災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症若しくは二類感染症その他これらに類する特別の事由により死亡した場合に限り保険金等を支払う定めのあるもの（特定保険契約）

(ニ) 外国生命保険会社等又は外国損害保険会社等が国外において締結した契約

(ホ) 外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの期間内に発生した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約（いわゆる海外旅行保険）

(ヘ) 共済期間が5年に満たない生命共済に係る契約のうち、被共済者が共済期間の満了の日に生存している場合に限り保険金等を支払う定めのあるもの又は被共済者が共済期間の満了の日に生存している場合及びその期間中に災害、上記(イ)の感染症その他これらに類する特別の事由により死亡した場合に限り保険金等を支払う定めのあるもの

④ 剰余金の分配等があった場合の取扱い

介護医療保険料控除の控除額を計算する場合において、その年において介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって介護医療保険料の払込みに充てた場合には、その剰余金又は割戻金のうち介護医療保険料に係る部分の金額として次の計算式で計算した金額を支払保険料等の合計額から控除した残額が介護医療保険料の金額となります（所法76②一、所令208の5②）。

〔計算式〕

支払保険料等の合計額から控除する剰余金又は割戻金の額	介護医療保険契約等に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びにその介護医療保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもってその介護医療保険契約等に係る保険料等の払込みに充てた金額の合計額	その介護医療保険契約等に係る介護医療保険料の金額
×		その年中に支払ったその介護医療保険契約等に係る保険料等の金額の合計額

（注） 上記の計算式において、介護医療保険契約等が他の保険契約等に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険

契約等及び当該他の保険契約等に附帯して締結したその介護医療保険契約等以外の保険契約等の分を含めて計算します。

(2) 一般生命保険料控除の改正

一般の生命保険料に係る控除について、平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約に係る保険料等（新生命保険料）については、適用限度額を4万円とすることとされました。他方、平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約に係る保険料等（旧生命保険料）については、従前どおり適用限度額を5万円とする控除を適用できます。

① 控除額の計算

居住者が、各年において、新生命保険料又は旧生命保険料を支払った場合には、その年中に支払った保険料等の金額に応じて次に掲げる金額を所得控除できることとされました（所法76①）。

イ 新生命保険料を支払った場合

その年中に支払った新生命保険料の金額の合計額に応じて、次の表に掲げる金額

年間の支払保険料等の合計額	所得控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

ロ 旧生命保険料を支払った場合

その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額に応じて、次の表に掲げる金額

年間の支払保険料等の合計額	所得控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

ハ 新生命保険料及び旧生命保険料を支払った場合

その支払った次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（その合計額が4万円を超える場合には、4万円）

(イ) 新生命保険料 その年中に支払った新生命保険料の金額の合計額に応じて上記イの表に掲げる金額

(ロ) 旧生命保険料 その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額に応じて上記ロの表に掲げる金額

(注) 上記ハは、その年中に支払った新生命保険料及び旧生命保険料の両方を申告する場合には4万円が適用限度額となるものであり、例えばその年中に新生命保険料を10万円、旧生命保険料を15万円支払ったときに、旧生命保険料のみを申告して上記ロの5万円の控除の適用を受けることを妨げるものではありません。

② 新生命保険料に係る控除

イ 新生命保険料の意義

新生命保険料は、新生命保険契約等に係る保険料等のうち、生存又は死亡に基因して一定額の保険金等を支払うことを約する部分に係る保険料等（介護医療保険料及び新個人年金保険料に該当するものは除きます。）をいいます（所法76①）。

また、組込型保険契約等のうち、特定介護医療保険（共済）契約に該当しない保険契約等の保険料等についても、その全額が新生命保険料の対象となります（所令208の3①）。

(注) 組込型保険契約等及び特定介護医療保険（共済）契約の意義については、上記(1)②ロを参照して下さい。

ロ 新生命保険契約等の意義

(イ) 保険契約等

新生命保険契約等とは、平成24年1月1日以後に締結した次に掲げる契約若しくは他の保険契約等に附帯して同日以後

に締結した次に掲げる契約のうち、これらの契約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料等の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものをいいます（所法76⑤、所令209①②、210、210の2）。

- i 生命保険会社又は外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの（特定保険契約（上記(1)③ロイを参照）及びその外国生命保険会社等が国外において締結したものを除きます。）
- ii 旧簡易生命保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの
- iii 農業協同組合の締結した生命共済に係る契約その他これに類する共済に係る契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの

(注) 上記の平成24年1月1日以後に締結した契約には、失効した平成23年12月31日以前に締結した保険契約等が平成24年1月1日以後に復活したものは除かれます。

(ロ) 確定給付企業年金に係る規約

平成24年1月1日以後に確定給付企業年金法の規定に基づく承認を受けた確定給付企業年金に係る規約又は同法の規定に基づく認可を受けた企業年金基金の規約のうち、その規約に基づく年金等の受取人のすべてをその掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものも、新生命保険契約等に該当します。

(注1) 上記の「確定給付企業年金法の規定に基づく承認を受けた確定給付企業年金に係る規約」とは、確定給付企業年金法第3条第1項第1号（確定給付企業年金の実施）、同法第6条第1項（規約の変更等）（同法第79条

第1項若しくは第2項（実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の他の確定給付企業年金への移転）、第81条第2項（基金から規約型企業年金への移行）、第107条第1項（実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の厚生年金基金への移転）、第110条の2第3項（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）、第111条第2項（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）又は附則第25条第1項（適格退職年金契約に係る権利義務の確定給付企業年金への移転）に規定する権利義務の移転又は承継に伴う同法第3条第1項に規定する確定給付企業年金に係る規約の変更について承認を受ける場合に限り、第74条第4項（規約型企業年金の統合）及び第75条第2項（規約型企業年金の分割）の規定に基づく承認を受けた確定給付企業年金の規約をいいます（所令208の8①）。

(注2) 上記の「同法の規定に基づく認可を受けた企業年金基金の規約」とは、確定給付企業年金法第3条第1項第2号、同法第16条第1項（基金の規約の変更等）（同法第76条第4項（基金の合併）、第77条第5項（基金の分割）、第79条第1項若しくは第2項、第80条第2項（規約型企業年金から基金への移行）、第107条第1項、第110条の2第3項又は附則第25条第1項に規定する権利義務の移転又は承継に伴う規約の変更について認可を受ける場合に限り、第76条第1項、第77条第1項及び第112条第1項（厚生年金基金から基金への移行）の規定に基づく認可を受けた企業年

金基金の規約をいいます（所令208の8②）。

ハ 剰余金の分配等があった場合の取扱い

新生命保険料に係る控除額を計算する場合において、その年において新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって新生命保険料の払込みに充てた場合には、その剰余金又は割戻金のうち新生命保険料に係る部分の金額として上記(1)④と同様の計算式で計算した金額を支払保険料等の合計額から控除した残額が新生命保険料の金額となります（所法76①一イ、所令208の5①）

③ 旧生命保険料に係る控除

イ 旧生命保険料の意義

旧生命保険料は、旧生命保険契約等に係る保険料等をいいます。ただし、旧個人年金保険料に該当するもの及び次に掲げる保険料は除かれます（所法76①、所令208の4）。

(イ) 一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補する旨の特約（次に掲げるものを除きます。）が付されている保険契約に係る保険料のうち、その特約部分に係る保険料

i 上記(1)③イ(イ)に掲げるいわゆる第三分野の保険契約に該当するもの

ii 保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされている保険契約（傷害保険契約）

(ロ) 第三分野の保険契約といわゆる第二分野の保険契約（傷害保険契約を除きます。）の内容とが一体となって効力を有する一の保険契約に係る保険料

(注1) 上記(ロ)の第二分野の保険契約とは、損害保険会社又は外国損害保険会社等の締結した保険契約のうち一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補するもの（第三分野の保険契約及び外国

損害保険会社等が国外において締結したものを除きます。）

(注2) 上記の旧生命保険料の範囲は、上記1

(1)の一般生命保険料控除の対象となっていた生命保険料の範囲と同様です。

ロ 旧生命保険契約等の意義

(イ) 保険契約等

旧生命保険契約等とは、平成23年12月31日以前に締結した次に掲げる契約のうち、その契約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料等の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものをいいます（所法76⑥）。

i 生命保険会社又は外国生命保険会社等の締結した生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われる保険契約（上記②ロ(イ)iに掲げる保険契約と同じです。）

ii 旧簡易生命保険契約

iii 農業協同組合の締結した生命共済に係る契約その他これに類する共済に係る契約

iv 生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は損害保険会社若しくは外国損害保険会社等の締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

v 適格退職年金契約

(注1) 失効した平成23年12月31日以前に締結した保険契約等が平成24年1月1日以後に復活したものも旧生命保険契約等の対象となります。

(注2) 平成24年1月1日以後に旧生命保険契約等に附帯して新生命保険契約等を締結した場合には、その旧生命保険契約等は、同日以後に締結した契約とみなして、生命保険料控除が適用されます（所法76⑩）。

（注３） 旧生命保険契約等の範囲は、従前から控除の対象となっていた生命保険契約等と同様です。

（ロ） 確定給付企業年金に係る規約

平成23年12月31日以前に確定給付企業年金法の規定に基づく承認を受けた確定給付企業年金に係る規約又は同法の規定に基づく認可を受けた企業年金基金の規約（新生命保険契約等に該当する規約を除きます。）のうち、その規約に基づく年金等の受取人のすべてをその掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものも、旧生命保険契約等に該当します（所法76⑥）。

（注） 上記の規約の承認又は企業年金基金の認可に係る確定給付企業年金法の規定は、上記②ロロの（注１）及び（注２）と同様です。

ハ 剰余金の分配等があった場合の取扱い

旧生命保険料に係る控除額を計算する場合において、その年において旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって旧生命保険料の払込みに充てた場合には、その剰余金又は割戻金のうち旧生命保険料に係る部分の金額を支払保険料等の合計額から控除した残額が旧生命保険料の金額となります（所法76①ニイ）。

（注） 上記の剰余金の分配等の取扱いは、従前の生命保険料控除と変更ありません。

（３） 個人年金保険料控除の改正

個人年金保険料に係る控除についても、一般生命保険料に係る控除と同様に、平成24年１月１日以後に締結した個人年金保険契約に係る保険料等（新個人年金保険料）については、適用限度額を４万円とすることとされました。他方、平成23年12月31日以前に締結した個人年金保

険契約に係る保険料等（旧個人年金保険料）については、従前どおり適用限度額を５万円とする控除を適用できます。

① 控除額の計算

居住者が、各年において、新個人年金保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合には、その年中に支払った保険料等の金額に応じて次に掲げる金額を所得控除できることとされました（所法76③）。

イ 新個人年金保険料を支払った場合

その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額に応じて、次の表に掲げる金額

年間の支払保険料等の合計額	所得控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

ロ 旧個人年金保険料を支払った場合

その年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額に応じて、次の表に掲げる金額

年間の支払保険料等の合計額	所得控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

ハ 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払った場合

その支払った次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（その合計額が４万円を超える場合には、４万円）

（イ） 新個人年金保険料 その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額に応じて上記イの表に掲げる金額

(ロ) 旧個人年金保険料 その年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額に応じて上記ロの表に掲げる金額

(注) 上記ハは、その年中に支払った新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方を申告する場合には4万円が適用限度額となるものであり、旧個人年金保険料のみを申告して上記ロの5万円の控除の適用を受けることを妨げるものではありません。

② 新個人年金保険料に係る控除

イ 新個人年金保険料の意義

新個人年金保険料は、新個人年金保険契約等に係る保険料等のうち、生存又は死亡に基因して一定額の保険金等を支払うことを約する部分に係る保険料等をいいます（所法76③）。

ロ 新個人年金保険契約等の意義

新個人年金保険契約等とは、平成24年1月1日以後に締結した上記(2)②ロ(イ) i から iii までに掲げる契約で年金を給付する一定の定めのあるもの（以下「年金給付契約」といいます。）又は他の保険契約等に附帯して同日以後に締結した年金給付契約のうち、次に掲げる要件の定めのあるものをいいます（所法76⑧、所令211、212）。

(イ) その契約に基づく年金の受取人は、保険料等の払込みをする者又はその配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること。

(ロ) その契約に基づく保険料等の払込みは、年金支払開始日前10年以上の期間にわたって定期に行うものであること。

(ハ) その契約に基づく年金の支払は、その年金の受取人の年齢が60歳に達した日以後の日でその契約で定める日以後10年以上の期間又はその受取人が生存している期間にわたって定期に行うものであることその他一定の要件

(注1) 上記の平成24年1月1日以後に締結

した契約には、失効した平成23年12月31日以前に締結した契約が平成24年1月1日以後に復活したものは除かれます。

(注2) 上記の年金給付契約及び(イ)から(ハ)までに掲げる要件は、従前の個人年金保険契約と同様です（改正はありません。）。

ハ 剰余金の分配等があった場合の取扱い

新個人年金保険料に係る控除額を計算する場合において、その年において新個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、その剰余金又は割戻金のうち新個人年金保険料に係る部分の金額として上記(1)④と同様の計算式で計算した金額を支払保険料等の合計額から控除した残額が新個人年金保険料の金額となります（所法76③一イ、所令208の5②）。

③ 旧個人年金保険料に係る控除

イ 旧個人年金保険料の意義

旧個人年金保険料は、旧個人年金保険契約等に係る保険料等をいいます。ただし、その者の疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等を支払う旨の特約が付されている契約にあっては、その特約に係る保険料等は旧個人年金保険料の対象外です（所法76③）。

ロ 旧個人年金保険契約等の意義

旧個人年金保険契約等とは、平成23年12月31日以前に締結した上記(2)③ロ(イ) i から iii までに掲げる契約で年金給付契約に該当するもののうち、上記②ロ(イ)から(ハ)までに掲げる要件の定めのあるものをいいます（所法76⑨）。

(注1) 失効した平成23年12月31日以前に締結した契約が平成24年1月1日以後に復活したのも旧個人年金保険契約等の対象

となります。

(注2) 平成24年1月1日以後に旧個人年金保険契約等に附帯して新個人年金保険契約等を締結した場合には、その旧個人年金保険契約等は、同日以後に締結した契約とみなして、生命保険料控除が適用されます（所令76⑩）。

(注3) 旧個人年金保険契約等の範囲は、従前から控除の対象となっていた個人年金保険契約等と同様です。

ハ 剰余金の分配等があった場合の取扱い

旧個人年金保険料に係る控除額を計算する場合において、その年において旧個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、その剰余金又は割戻金のうち旧個人年金保険料に係る部分の金額を支払保険料等の合計額から控除した残額が旧個人年金保険料の金額となります（所法76③二イ）。

(注) 上記の剰余金の分配等の取扱いは、従前の個人年金保険料控除と変更ありません。

(4) 複数の保険料等に係る控除の適用を受ける場合の適用限度額

上記(1)から(3)までの控除によりその居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する金額の合計額が12万円を超える場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する金額は、12万円が限度となります（所法76④）。

(5) 確定申告書又は保険料控除申告書を提出する場合の証明書類の提出等

① 確定申告書を提出する場合

確定申告書に生命保険料控除に関する事項

を記載する場合には、その申告書に記載するその控除を受ける金額の計算の基礎となる保険料の金額その他一定の事項を証する書類を確定申告書に添付するか、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととされています（所法120③）。ただし、給与所得の年末調整の際に、既にこれらの保険料に係る証明書類を給与等の支払者に提出又は提示をしている場合には、確定申告書の提出の際には添付又は提示をすることは不要とされています（所令262①）。

今般の生命保険料控除の改組に伴い、添付又は提出すべき証明書類に記載すべき事項については、その控除を受ける次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める事項とされました（所令262①、所規47の2①）。

イ 新生命保険料

その金額、その新生命保険料に係る新生命保険契約等の保険契約者若しくは共済契約者の氏名又は確定給付企業年金、退職年金若しくは退職一時金の受取人の氏名及びその新生命保険契約等に係る保険料等が新生命保険料に該当する旨

ロ 旧生命保険料（その金額が9千円を超える旧生命保険契約等に係るものに限りします。）

その金額、その旧生命保険料に係る旧生命保険契約等の保険契約者若しくは共済契約者の氏名又は確定給付企業年金、退職年金若しくは退職一時金の受取人の氏名及びその旧生命保険契約等に係る保険料等が旧生命保険料に該当する旨

ハ 介護医療保険料

その金額、その介護医療保険料に係る介護医療保険契約等の保険契約者又は共済契約者の氏名及びその介護医療保険契約等に係る保険料等が介護医療保険料に該当する旨

ニ 新個人年金保険料

その金額、その新個人年金保険料に係る

新個人年金保険契約等の種類、保険契約者又は共済契約者の氏名、年金受取人の氏名及び生年月日、その年金の支払開始日及び支払期間並びにその新個人年金保険契約等に係る保険料等の払込期間及びその保険料等が新個人年金保険料に該当する旨

ホ 旧個人年金保険料

その金額、その旧個人年金保険料に係る旧個人年金保険契約等の種類、保険契約者又は共済契約者の氏名、年金受取人の氏名及び生年月日、その年金の支払開始日及び支払期間並びにその旧個人年金保険契約等に係る保険料等の払込期間及びその保険料等が旧個人年金保険料に該当する旨

② 給与所得者の保険料控除申告書を提出する場合

給与所得の年末調整の際に保険料に係る控除を受けようとする者は、給与所得者の保険料控除申告書を、給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（所法196）。

この保険料控除申告書には、新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額及び旧個人年金保険料の金額について生命保険料控除の適用があるものとした場合に控除される金額その他一定の事項を記載するとともに、これらの金額につき、その支払をした旨及び上記①イからホまでに定める事項を証する書類を、その給与等の支払者に提出又は提示しなければならないこととされました（所法196①②、所令319三～七、所規75四～八、76）。

③ 給与等の源泉徴収票の記載事項

上記②の給与所得者の保険料控除申告書の提出を受けて、給与所得の年末調整の際に生命保険料控除として控除すべき金額を給与等の金額から控除した場合には、その給与等の支払をする者は、給与等の源泉徴収票にその控除した生命保険料控除の金額を記載することとされています（所規93①九、別表第6(1)）。

今回の改正により、この給与等の源泉徴収票に生命保険料控除の金額を記載する場合には、給与等の源泉徴収票の摘要の欄に、その年中に支払った新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をあわせて記載することとされました（所規別表第6(1)）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)から(4)まで及び(5)①の改正は、平成24年分以後の所得税について適用し、平成23年以前の所得税については、従前どおりとされています（改正法附則4）。
- (2) 上記2(5)②の改正は、平成24年1月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用されます（改正法附則7④）。
- (3) 上記2(5)③の改正は、平成24年以後の各年において支払の確定した給与等について提出又は交付する給与等の源泉徴収票について適用し、平成23年以前の各年において支払の確定した給与等について提出又は交付した給与等の源泉徴収票については、従前どおりとされています（改正所規附則3⑦）。

二 寄附金控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 居住者が、①国又は地方公共団体に対する寄附金、②公益社団法人、公益財団法人等に対する

る寄附金で財務大臣が指定した寄附金（いわゆる指定寄附金）、③公共法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他

公益の増進に著しく寄与する一定の法人で次に掲げるもの（以下「特定公益増進法人」といいます。）に対する寄附金を支出した場合には、その支出した寄附金は特定寄附金として寄附金控除の対象とされています（所法78②）。

- ① 独立行政法人
- ② 地方独立行政法人で一定の業務を主たる目的とするもの
- ③ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社
- ④ 公益社団法人及び公益財団法人
- ⑤ 私立学校法第3条に規定する学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第124条に規定する専修学校で一定のもの）若しくは各種学校（学校教育法第134条第1項に規定する各種学校で一定のもの）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの
- ⑥ 社会福祉法人
- ⑦ 更生保護法人

- (2) 公益信託で一定の要件を満たすもののうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する一定のもの（認定特定公益信託）の信託財産とするために支出した金額は、特定寄附金とみなして寄附金控除の対象とされています（所法78③）。
- (3) 政治活動に関する寄附金のうち一定のもの又は認定NPO法人に対する寄附金で特定非営利活動に係る事業に関連するものについては、特定寄附金とみなして寄附金控除の対象とされています（措法41の18①、41の18の3）。
- (4) 特定新規中小会社の特定新規株式を払込みにより取得をした場合において、その居住者等がその年中にその払込みにより取得をした控除対

象特定新規株式の取得に要した金額（その金額の合計額は1,000万円が限度とされます。）については、寄附金控除を適用することができることとされています（措法41の19①）。

なお、本特例の適用を受けた場合には、その適用を受けた年の翌年以後、その適用を受けた特定新規株式に係る同一銘柄株式の取得価額を圧縮することとされています（措法41の19③）。

- (5) 寄附金控除の金額は以下の算式により計算した金額とされていました（旧所法78①）。

$$\begin{array}{l} \text{寄附金控除の} \\ \text{金額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{その年中に支出した特} \\ \text{定寄附金の額の合計額} \\ \text{（総所得金額等の40\%} \\ \text{を限度）} \end{array} - 5 \text{ 千円}$$

(注) 総所得金額等とは、総所得金額、分離課税とされる上場株式等に係る配当所得の金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。以下同じです。

2 改正の内容

公益的な活動に対する個人の寄附を一層促進する観点から、寄附金控除の金額の計算上、その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から控除する金額（いわゆる適用下限額）が5千円から2千円に引き下げられました（所法78①二）。

この改正により、居住者が各年において特定寄附金を支出した場合には、以下の算式により寄附金控除の金額を計算することになります。

$$\begin{array}{l} \text{寄附金控除の} \\ \text{金額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{その年中に支出した特} \\ \text{定寄附金の額の合計額} \\ \text{（総所得金額等の40\%} \\ \text{を限度）} \end{array} - 2 \text{ 千円}$$

3 適用関係

上記2の改正は、平成22年分以後の所得税について適用され、平成21年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則2）。

三 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は 所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成6年法律第4号）の施行の日（平成7年1月1日）から平成26年12月31日までの間に行った政治活動に関する寄附のうち、次に掲げる団体に対するもので政治資金規正法の規定により報告されたもの及び公職の候補者に対してその公職に係る選挙活動に関してなされる寄附で公職選挙法の規定により報告されたものは、前述二の特定寄附金とみなして寄附金控除の対象とされています（措法41の18①）。

- ① 政党
- ② 政治資金団体
- ③ 国会議員が主宰する、又は主たる構成員であるその他の政治団体
- ④ 国会議員、都道府県議会の議員、知事又は指定都市の市議会議員若しくは市長の職（以下「公職」といいます。）にある者の後援団体
- ⑤ 特定の公職の候補者又はその公職になろうとする者の後援団体

また、寄附金控除（所得控除）との選択で、上記期間内に個人が政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附で政治資金規正法の規定により報告されたものについては、以下の算式により計算した金額の税額控除を受けることができることとされていました（旧措法41の18②）。

$$\begin{array}{l} \text{税 額 控 除 額} \\ \text{（所得税額の} \\ \text{25\%を限度、} \\ \text{100円未満切} \\ \text{捨て）} \end{array} = \left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{政党等に対する寄附} \\ \text{金の額の合計額（特} \\ \text{定寄附金と合わせて} \\ \text{総所得金額等の40\%} \\ \text{を限度）} - 5 \text{ 千円} \end{array} \right] \times 30\%$$

2 改正の内容

前述二の2で述べたとおり、寄附金控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられました（所法78①）。この改正に伴い、政治活動に関する寄附をした場合の所得税額控除制度の適用下限額についても同様に5千円から2千円に引き下げられました（措法41の18②）。

これにより個人が各年において政治活動に関する寄附金として支出した場合の税額控除額の計算については、以下の算式により税額控除額を計算することになります。

$$\begin{array}{l} \text{税 額 控 除 額} \\ \text{（所得税額の} \\ \text{25\%を限度、} \\ \text{100円未満切} \\ \text{捨て）} \end{array} = \left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{政党等に対する寄附} \\ \text{金の額の合計額（特} \\ \text{定寄附金と合わせて} \\ \text{総所得金額等の40\%} \\ \text{を限度）} - 2 \text{ 千円} \end{array} \right] \times 30\%$$

3 適用関係

上記2の改正は、平成22年分以後の所得税について適用され、平成21年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則43）。

四 オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会に おける成績優秀者を表彰するものとして交付される金品の 非課税措置の改正

1 改正前の制度の概要

オリンピック競技大会又はパラリンピック競技

大会において特に優秀な成績を収めた者、すなわち、オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において第1位から第3位までに入賞した

者が、財団法人日本オリンピック委員会から「オリンピック特別賞」として交付される金品又は財団法人日本障害者スポーツ協会から「パラリンピック特別賞」として交付される金品については、所得税を課さないこととされています（旧措法41の8①、旧平成21年財務省告示第111号）。

2 改正の内容

(1) 特例措置の本法化

租税特別措置の抜本的な見直しの観点から、租税特別措置法に定められていた本特例を所得税法の規定とすることとされました（所法9①十四、旧措法41の8①）。

(2) 財団法人日本オリンピック委員会に加盟している団体が交付する金品に係る非課税措置

① 概要

スポーツ振興法第15条に規定する顕彰を実施するため、「オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程」（平成6年文部省令第2号）が定められていますが、同規程では、国は、財団法人日本オリンピック委員会又は財団法人日本障害者スポーツ協会がオリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において第1位から第3位までに入賞した者を表彰（報奨金の交付を含みます。）することを奨励することとされていました。これが改正され、新たに財団法人日本オリンピック委員会の加盟競技団体（オリンピック競技大会において実施される競技に係る国際団体に加盟している団体に限りま

す。）がオリンピック競技大会において第1位から第3位までに入賞した者を表彰（報奨金の交付を含みます。）することも奨励の対象となりました（オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程4）。

オリンピック競技大会の成績優秀者に対する顕彰についてのこのような新たな位置付けを踏まえ、税制においても財団法人日本オリンピック委員会に加盟している一定の団体が

オリンピック競技大会において特に優秀な成績を収めた者を表彰するものとして交付する金品で一定のものについても、財団法人日本オリンピック委員会又は財団法人日本障害者スポーツ協会が交付する金品と同様に、所得税を課さないこととされました（所法9①十四）。

② 対象となる団体

今回の改正により、交付する金品が非課税の対象となる財団法人日本オリンピック委員会に加盟している団体は、オリンピック競技大会において実施される競技に関する業務を行う一般社団法人又は一般財団法人のうち、その運営組織が適正であり、かつ、その金品の交付を適正に行うことができると認められるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して指定するものとされています（所令28①）。

（参考） 文部科学大臣は、上記の一般社団法人又は一般財団法人を指定したときは、これを告示することとされ、具体的には次の団体が告示により定められています（所令28②、平成22年文部科学省告示第66号）。

- 1 社団法人全日本アーチェリー連盟
- 2 財団法人全日本柔道連盟
- 3 財団法人全日本スキー連盟
- 4 社団法人全日本テコンドー協会
- 5 財団法人日本アイスホッケー連盟
- 6 社団法人日本アマチュア・ボクシング連盟
- 7 社団法人日本ウェイトリフティング協会
- 8 社団法人日本カーリング協会
- 9 社団法人日本カヌー連盟
- 10 社団法人日本近代五種・バイアスロン連合
- 11 財団法人日本サッカー協会
- 12 財団法人日本自転車競技連盟
- 13 財団法人日本水泳連盟
- 14 財団法人日本スケート連盟
- 15 財団法人日本セーリング連盟

- 16 財団法人日本体操協会
- 17 財団法人日本卓球協会
- 18 財団法人日本テニス協会
- 19 社団法人日本トライアスロン連合
- 20 社団法人日本馬術連盟
- 21 財団法人日本バスケットボール協会
- 22 財団法人日本バドミントン協会
- 23 財団法人日本バレーボール協会
- 24 財団法人日本ハンドボール協会
- 25 社団法人日本フェンシング協会
- 26 社団法人日本ボート協会
- 27 社団法人日本ホッケー協会
- 28 社団法人日本ライフル射撃協会
- 29 財団法人日本陸上競技連盟
- 30 財団法人日本レスリング協会

③ 対象となる金品

今回の改正により非課税の対象に追加される金品は、オリンピック競技大会において第1位から第3位までに入賞した者でオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程第2条の規定により国の顕彰を受けたものに対し表彰（同規程第4条の規定により国が奨励する表彰をいいます。）をするものとして上記②の団体から交付される金品とされています（所法9①十四、平成22年財務省告示第102号）。

なお、非課税の対象に追加された上記②の団体が交付する金品は、各団体において交付される金額が様々であり、あまりにも高額なものについてまで非課税とすることは、課税の公平性の観点から、適当ではないという指摘もあったことを踏まえ、財団法人日本オリンピック委員会が交付している金品を参考に、非課税とされる金額は次の金品の区分に応じ、次の金額に限ることとされています（所法9①十四、平成22年財務省告示第102号）。

イ オリンピック競技大会において第1位に入賞したことの表彰をするものとして交付される金品 300万円

ロ オリンピック競技大会において第2位に入賞したことの表彰をするものとして交付される金品 200万円

ハ オリンピック競技大会において第3位に入賞したことの表彰をするものとして交付される金品 100万円

3 適用関係

上記2(1)及び(2)の改正は、平成22年分以後の所得税について適用され、平成21年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則2、43）。

五 先物取引に関する支払調書制度等の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 先物取引の差金等決済に係る告知制度

先物取引の差金等決済をする者（公共法人等を除きます。）は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、居所地等）を、その差金等決済に係る先物取引の次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者（以下「商品取引員等」といいます。）に告知しなければならないこととされています。

この場合において、先物取引の差金等決済をする者は、商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他一定の書類（以下「本人確認書類」といいます。）を提示しなければならないこととされ、また、その商品取引員等は、その告知された氏名又は名称及び住所をその本人確認書類により確認しなければならないこととされています（旧所法224の5①）。

① 委託により商品先物取引（商品取引所法第2条第8項に規定する先物取引をいいます。）をした場合 その商品先物取引の委託を受け

た商品取引員の営業所等の長（商品先物取引の委託の取次ぎによりその商品取引員にその商品先物取引の委託をした場合にあってはその委託の取次ぎを引き受けた商品取引員の営業所等の長）

② 商品先物取引をした場合（上記①の場合を除きます。）その商品先物取引の相手方である商品市場を開設した商品取引所の長

③ 委託により市場デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引のうち同項第1号から第3号までに掲げる取引をいいます。）をした場合その市場デリバティブ取引の委託を受けた金融商品取引業者等の営業所の長（市場デリバティブ取引の委託の取次ぎによりその金融商品取引業者等にその市場デリバティブ取引の委託をした場合にあっては、その委託の取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等の営業所の長）

④ 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引をいいます。）をした場合その店頭デリバティブ取引の相手方である金融商品取引業者等の営業所の長（店頭デリバティブ取引の取次ぎによりその金融商品取引業者等がその店頭デリバティブ取引をした場合にあっては、その取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等の営業所の長）

⑤ 金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券（同条第22項第4号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限り、以下「カバードワラント」といいます。）の取得をした場合 次の場合の区分に応じそれぞれ次に定める者

イ カバードワラントの取得をした者がそのカバードワラントに表示される権利の行使又は放棄をする場合 国内においてその権利の行使又は放棄に関する事務の取扱いをする金融商品取引業者の営業所の長

ロ カバードワラントの取得をした者が、そ

のカバードワラントの譲渡をし、国内においてそのカバードワラントの譲渡の対価の支払を受ける場合 そのカバードワラントの譲渡について売委託を受けた金融商品取引業者又はそのカバードワラントの譲渡を受けた法人（金融商品取引業者を通じてその譲渡を受けたものを除きます。）

ただし、先物取引の差金等決済をする者が、商品取引員等とその先物取引に係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称及び住所をその先物取引に係るその商品取引員等の営業所の長に告知している場合その他一定の場合には、その者は、その先物取引の差金等決済につき告知をしたものとみなし、取引の都度の告知は要しないこととされています（旧所令350の3②）。

(2) 先物取引の差金等決済に係る支払調書制度

商品取引員等は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が行った先物取引について差金等決済があった場合には、その居住者等の各人別に、その者の氏名及び住所、その差金等決済ごとの決済の方法、その差金等決済に係る先物取引の種類、数量及び対価の額又は約定価格その他一定の事項を記載した「先物取引に関する調書」を、その先物取引の差金等決済があった日の属する年の翌年1月31日までに、その商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（所法225①十三、所規90の5）。

(3) 「先物取引」及び「差金等決済」の意義

上記(1)及び(2)の制度の対象となる「先物取引」とは次の①から③までの取引をいい、「差金等決済」とはこれらの取引の区分に応じ、それぞれ次に定める決済をいうこととされていました（旧所法224の5②）。

① 商品先物取引 その商品先物取引の決済（その商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除きます。）

- ② 市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引 その市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の決済（その市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引に係る金融商品の受渡しが行われることとなるものを除きます。）
- ③ カバードワラントの取得 そのカバードワラントに表示される権利の行使若しくは放棄又はそのカバードワラントの譲渡

2 改正の内容

(1) 商品取引所法の改正に伴う改正

国内外・取引所内外で規制が異なる商品先物取引について、横断的で継ぎ目のない規制体系を構築するため、内外一体の委託者保護の実現に必要な措置を講じ、併せて、我が国商品取引所の国際競争力の強化を図るため業務制限の緩和等所要の制度整備を行うことを内容とした「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律」が第171回通常国会で成立し、平成21年7月10日に公布されています（この法律により、商品取引所法は商品先物取引法と名称変更されました。）。

改正後の商品先物取引法においては、先物取引の範囲に「商品スワップ取引」及び「商品指数スワップ取引」が追加されるとともに、新たに「外国商品市場取引」及び「店頭商品デリバティブ取引」といった先物取引の類型が設けられ、同法の規制の対象とされています。

今回の改正においては、適正な課税の確保を図る観点から、支払調書制度等の対象となる商品先物取引の範囲に「商品スワップ取引」及び「商品指数スワップ取引」を追加するとともに、「外国商品市場取引」及び「店頭商品デリバティブ取引」について、商品先物取引と同様、支払調書制度等の対象とすることとされました。

(注1) 「商品スワップ取引」とは、商品市場において、商品の取引数量について、商品の価格の変化率に基づいて算出した金額を相互に支払うことを約する取引をいいます（商

品先物取引法2③五）。

(注2) 「商品指数スワップ取引」とは、商品市場において、商品の取引数量について、商品指数の変化率に基づいて算出した金額を相互に支払うことを約する取引をいいます（商品先物取引法2③六）。

(注3) 「外国商品市場取引」とは、外国商品市場において行われる取引であって、商品市場における取引に類似するものをいいます（商品先物取引法2⑬）。

(注4) 「店頭商品デリバティブ取引」とは、商品市場及び外国商品市場によらないで行われる商品先物取引をいいます（商品先物取引法2⑭）。

① 商品スワップ取引等又は外国商品市場取引の差金等決済に係る告知制度

委託により商品スワップ取引若しくは商品指数スワップ取引（以下「商品スワップ取引等」といいます。）又は外国商品市場取引の差金等決済をする者は、その差金等決済をする日までに、その者の氏名又は名称及び住所を、その商品スワップ取引等又は外国商品市場取引の委託を受けた商品先物取引業者の営業所等の長（商品スワップ取引等又は外国商品市場取引の委託の取次ぎによりその商品先物取引業者にその商品スワップ取引等又は外国商品市場取引の委託をした場合にあっては、その委託の取次ぎを引き受けた商品先物取引業者の営業所等の長）に告知しなければならないこととされました。この場合において、商品スワップ取引等又は外国商品市場取引の差金等決済をする者は、その商品先物取引業者の営業所等の長にその者の本人確認書類を提示しなければならないこととされ、また、その商品先物取引業者の営業所等の長は、その告知された氏名又は名称及び住所をその本人確認書類により確認しなければならないこととされました（所法224の5①一）。

ただし、商品スワップ取引等又は外国商品市場取引の差金等決済をする者が、商品先物

取引業者とその商品スワップ取引等又は外国商品市場取引の委託に係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称及び住所をその商品先物取引業者のその商品スワップ取引等又は外国商品市場取引に係る営業所等の長に（その商品スワップ取引等又は外国商品市場取引を委託の取次ぎにより行った場合には、その委託の取次ぎを引き受けた商品先物取引業者とその委託の取次ぎに係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称及び住所をその商品先物取引業者のその取次ぎに係る営業所等の長に）告知しているときは、その者は、これらの契約に基づき委託をする商品スワップ取引等又は外国商品市場取引の差金等決済につき告知をしたものとみなし、取引の都度の告知は要しないこととされました（所令350の3②一）。

② 店頭商品デリバティブ取引の差金等決済に係る告知制度

店頭商品デリバティブ取引の差金等決済をする者は、その差金等決済をする日までに、その者の氏名又は名称及び住所を、その店頭商品デリバティブ取引の相手方である商品先物取引業者の営業所等の長（店頭商品デリバティブ取引の取次ぎによりその商品先物取引業者がその店頭商品デリバティブ取引をした場合にあっては、その取次ぎを引き受けた商品先物取引業者の営業所等の長）に告知しなければならないこととされました。この場合において、店頭商品デリバティブ取引の差金等決済をする者は、その商品先物取引業者の営業所等の長にその者の本人確認書類を提示しなければならないこととされ、また、その商品先物取引業者の営業所等の長は、その告知された氏名又は名称及び住所をその本人確認書類により確認しなければならないこととされました（所法224の5①三）。

ただし、店頭商品デリバティブ取引の差金等決済をする者が、商品先物取引業者とその店頭商品デリバティブ取引に係る契約を締結

する際、その者の氏名又は名称及び住所をその商品先物取引業者のその店頭商品デリバティブ取引に係る営業所等の長に（その店頭商品デリバティブ取引を取次ぎにより行った場合には、その取次ぎを引き受けた商品先物取引業者とその取次ぎに係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称及び住所をその商品先物取引業者のその取次ぎに係る営業所等の長に）告知しているときは、その者は、これらの契約に基づき行う店頭商品デリバティブ取引の差金等決済につき告知をしたものとみなし、取引の都度の告知は要しないこととされました（所令350の3②三）。

③ 商品スワップ取引等、外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引の差金等決済に係る支払調書制度の改正

上記1(2)の先物取引の差金等決済に係る支払調書制度の対象に、商品スワップ取引等、外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引について差金等決済が行われた場合が追加されました（所法225①十三、所規90の5一）。

④ 「先物取引」及び「差金等決済」の範囲の改正

支払調書制度等の対象となる「先物取引」の範囲に商品スワップ取引等、外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引が追加されるとともに、「差金等決済」の範囲にこれらの取引に係る決済が追加されました（所法224の5②）。

(2) 金融スワップ取引等及び外国市場デリバティブ取引の追加

上記(1)の改正に伴い、支払調書制度等の対象となる市場デリバティブ取引の範囲に金融商品取引法の「スワップ取引」及び「クレジットデリバティブ取引」を追加するとともに、「外国市場デリバティブ取引」についても、適正な課税の確保を図る観点から、支払調書制度等の対象とすることとされました。

(注1) 「スワップ取引」とは、金融商品市場において、当事者が元本として定めた金額について当事者間で取り決めた金融商品の利率等に基づいて相互に金銭を支払うことを約する取引をいいます（金融商品取引法2②四）。

(注2) 「クレジットデリバティブ取引」とは、金融商品市場において、当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者間であらかじめ定めた次の事由が発生した場合において相手方が金銭を支払う取引をいいます（金融商品取引法2②五）。

① 法人の信用状態に係る事由等

② 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であって、その当事者や他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるもの

(注3) 「外国市場デリバティブ取引」とは、外国金融商品市場において行う取引であって、市場デリバティブ取引と類似の取引をいいます（金融商品取引法2③）。

① 金融スワップ取引等又は外国市場デリバティブ取引の差金等決済に係る告知制度

委託によりスワップ取引若しくはクレジットデリバティブ取引（以下「金融スワップ取引等」といいます。）又は外国市場デリバティブ取引の差金等決済をする者は、その差金等決済をする日までに、その者の氏名又は名称及び住所を、その金融スワップ取引等又は外国市場デリバティブ取引の委託を受けた金融商品取引業者等の営業所の長（金融スワップ取引等又は外国市場デリバティブ取引の委託の取次ぎによりその金融商品取引業者等による金融スワップ取引等又は外国市場デリバティブ取引の委託をした場合にあっては、その委託の取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等の営業所の長）に告知しなければならないこととされました。この場合において、金融スワップ取引等又は外国市場デリバティブ取引の差金等決済をする者は、その金融商品

取引業者等の営業所の長にその者の本人確認書類を提示しなければならないこととされ、また、その金融商品取引業者等の営業所の長は、その告知された氏名又は名称及び住所をその本人確認書類により確認しなければならないこととされました（所法224の5①四）。

ただし、金融スワップ取引等又は外国市場デリバティブ取引の差金等決済をする者が、金融商品取引業者等とその金融スワップ取引等又は外国市場デリバティブ取引の委託に係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称及び住所をその金融商品取引業者等のその金融スワップ取引等又は外国市場デリバティブ取引に係る営業所の長に（その金融スワップ取引等又は外国市場デリバティブ取引を委託の取次ぎにより行った場合には、その委託の取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等とその委託の取次ぎに係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称及び住所をその金融商品取引業者等のその取次ぎに係る営業所の長に）告知しているときは、その者は、これらの契約に基づき委託をする金融スワップ取引等又は外国市場デリバティブ取引の差金等決済につき告知をしたものとみなし、取引の都度の告知は要しないこととされました（所令350の3②四）。

② 金融スワップ取引等又は外国市場デリバティブ取引の差金等決済に係る支払調書制度の改正

上記1(2)の先物取引の差金等決済に係る支払調書制度の対象に、金融スワップ取引等又は外国市場デリバティブ取引について差金等決済が行われた場合が追加されました（所法225①十三、所規90の5二）。

③ 「先物取引」及び「差金等決済」の範囲の改正

支払調書制度等の対象となる「先物取引」の範囲に金融スワップ取引等又は外国市場デリバティブ取引が追加されるとともに、「差金等決済」の範囲にこれらの取引に係る決済

が追加されました（所法224の5②）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、商品スワップ取引等、外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引に係る差金等決済で商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正す

る法律（平成21年法律第74号）の施行の日以後に行われるものについて適用することとされています（改正法附則9①）。

- (2) 上記2(2)の改正は、金融スワップ取引等又は外国市場デリバティブ取引に係る差金等決済で平成23年1月1日以後に行われるものについて適用することとされています（改正法附則9②）。

六 生命保険契約及び損害保険契約の範囲の明確化

1 改正前の制度の概要

(1) 保険金、損害賠償金等の非課税

損害保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金（これらに類するものを含みます。）で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するもの等については、所得税を課さないこととされています（所法9①十六）。

(2) 一時払い保険の差益に対する課税

生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済に係る契約で保険料又は掛金を一時に支払うこと（これに準ずる支払方法を含みます。）その他一定の事項をその内容とするもののうち、保険期間又は共済期間（以下「保険期間等」といいます。）が5年以下のもの及び保険期間等が5年を超えるものでその保険期間等の初日から5年以内に解約されたものに基づく差益（これらの契約に基づく満期保険金、満期返戻金若しくは満期共済金又は解約返戻金の金額からこれらの契約に基づき支払った保険料又は掛金の額の合計額を控除した金額をいいます。）については、内国法人に対して課する所得税の課税標準に含まれることとされています（所法174八）。

(3) 生命保険金、損害保険給付等の支払調書

次の①から③までの支払をする者は、その支払を受ける者の各人別に、次の①から③までの

支払に関する調書を、その支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、その支払をする者の事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（所法225①四～六、所規86～88）。

- ① 居住者又は内国法人に対し国内において生命保険契約に基づく保険金その他これに類する給付の支払をする者
- ② 居住者又は内国法人に対し国内において損害保険契約に基づく給付その他これに類する給付の支払をする者
- ③ 生命保険契約又は損害保険契約の締結の代理をする居住者又は内国法人に対し国内においてその報酬の支払をする者

2 改正の内容

(1) 保険法の創設

社会経済情勢の変化に対応して、商法第2編第10章に規定する保険契約に関する法制を見直し、共済契約をその規律の対象に含め、傷害・疾病保険契約に関する規定を新設するほか、保険契約者等を保護するための規定等を整備するとともに、表記を現代語化し、保険契約に関する法整備を行うための保険法が第169回通常国会において成立し、平成20年6月6日に公布されています。この保険法においては、旧商法に規定する「生命保険契約」及び「損害保険契約」の他に「傷害疾病定額保険契約」という保険契約の類型が新たに設けられたところです。

(2) 生命保険契約及び損害保険契約の範囲の明確化

現行の所得税法令においては、「生命保険契約」及び「損害保険契約」の用語について定義を用いずに規定していますが、これを借用概念であるとして保険法に規定する狭義の「生命保険契約」及び「損害保険契約」と同義のものであると誤解されるおそれがあることから、今回の保険法の制定を契機に、「生命保険契約」及び「損害保険契約」の規定方法を見直すこととされました。

具体的には、「生命保険契約」及び「損害保険契約」については、保険契約の引受けを行う保険会社を基準として、保険契約の内容を規定することとされました（例：生命保険契約⇒生命保険会社の締結した保険契約）。併せて、保険契約に準じた共済契約についても、上記1の制度の対象となることを明確化するための所要の整備を行うこととされました。

（注） 上記1(3)③の保険等代理報酬の支払調書の

対象範囲に共済契約に係る代理報酬が追加されましたが、新制度への円滑な移行の観点から、平成22年12月31日までの間、次の共済契約に係る保険等代理報酬の支払調書については提出を要しないとする経過措置が設けられています（改正法附則9④、改正所令附則7、改正所規附則2）。

- ① 農業協同組合の締結した共済に係る契約、
- ② 農業協同組合連合会の締結した共済に係る契約
- ③ 漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会の締結した共済に係る契約
- ④ 全国労働者共済生活協同組合連合会の締結した共済に係る契約

3 適用関係

上記2の改正は、平成22年分以後の所得税について適用し、平成21年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則2）。

七 配当所得の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 配当所得とは、法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）から受ける剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除きます。）、利益の配当（資産の流動化に関する法律に規定する中間配当を含むものとし、分割型分割によるものを除きます。）、剰余金の分配（出資に係るものに限ります。）、基金利息（保険業法に規定する基金利息をいいます。）並びに投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得をいいます（所法24①）。
- (2) 法人の株主等がその法人の次の①から⑥までの事由により金銭その他の資産の交付を受けた

場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその法人の資本金等の額又は連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となったその法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなすこととされています（所法25①）。

- ① その法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含むものとし、適格合併を除きます。）
- ② その法人の分割型分割（適格分割型分割を除きます。）
- ③ その法人の資本の払戻し（株式に係る剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うもの）に限ります。）のうち、分割型分割によるものの以外のものをいいます。）又はその法人の

解散による残余財産の分配

- ④ その法人の自己の株式又は出資の取得（金融商品取引所の開設する市場における購入による取得その他一定の取得を除きます。）
- ⑤ その法人の出資の消却（取得した出資について行うものを除きます。）、その法人の出資の払戻し、その法人からの社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又はその法人の株式若しくは出資をその法人が取得することなく消滅させること
- ⑥ その法人の組織変更（その組織変更に際してその組織変更をしたその法人の株式又は出資以外の資産を交付したものに限ります。）

2 改正の内容

平成22年度税制改正においては、100%グループ内の法人間における一定の資産移転により生ずる譲渡損益の計上を繰り延べることなどを内容とする「資本に係る取引等に係る税制の整備」が行われました。その一環として、グループ法人間で行われる適格現物分配については、組織再編成の一形態として位置づけるとともに、配当に係

る源泉徴収や支払調書制度等の所得税の関係法令上の課税関係等を生じさせないようにするため、配当所得の対象となる配当等の範囲から除外することとされました（所法24①）。また、グループ法人間で行われる上記1(2)③から⑥までの事由による金銭以外の資産の交付が行われた場合のその金銭以外の資産の価額は、その交付をする法人の帳簿価額とすることとされました（所法25①）。

（注）適格現物分配とは、内国法人を現物分配法人とする現物分配のうち、その現物分配により資産の移転を受ける者がその現物分配の直前においてその内国法人との間に完全支配関係がある内国法人（普通法人又は協同組合等に限ります。）のみであるものをいいます（法法2十二の十五）。その他、資本に係る取引等に係る税制の整備の詳細については、後掲「法人税法の改正」の解説をご参照ください。

3 適用関係

上記2の改正は、平成22年10月1日以後に行われる適格現物分配について適用されます（改正法附則1三）。

八 無対価組織再編成に係る整備

1 改正前の制度の概要

(1) 株式交換等に係る譲渡所得等の特例及び取得価額の付替え計算

居住者が、各年において、その有する株式（以下「旧株」といいます。）につき、その旧株を発行した法人の行った株式交換（その法人の株主に株式交換完全親法人の株式（出資を含みます。）又は株式交換完全親法人との間にその株式交換完全親法人の発行済株式等（その株式交換完全親法人が有する自己の株式を除きます。）の全部を保有する関係がある法人（以下「親法人」といいます。）の株式のいずれか一方の株式以外の資産が交付されなかったものに限ります。）によりその株式交換完全親法人に対しそ

の旧株の譲渡をし、かつ、その株式交換完全親法人の株式又は親法人の株式の交付を受けた場合には、その年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その旧株の譲渡がなかったものとみなすこととされています（所法57の4①）。

また、この特例の適用を受けた居住者が株式交換により取得をした株式交換完全親法人の株式又は親法人の株式をその後に譲渡した場合の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算において収入金額から控除する取得費の計算の基礎となる株式交換完全親法人の株式又は親法人の株式（以下「株式交換完全親法人等株式」といいます。）の取得価額については次の算式により付替え計算を行うこととされ

ています（所令167の7③）。

＜算式＞

$$\begin{array}{l} \text{株式交換完全} \\ \text{親法人等株式} \\ \text{の取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{旧株の} \\ \text{取得価額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{株式交換完全親} \\ \text{法人等株式の取} \\ \text{得費用の額} \end{array}$$

(2) 合併が行われた場合の株式の取得価額の付替え計算

居住者が、その有する株式（以下「旧株」といいます。）について、その旧株を発行した法人の合併（その合併に係る被合併法人の株主等にその合併に係る合併法人の株式又は合併法人との間にその合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係がある法人（以下「合併親法人」といいます。）の株式のいずれか一方の株式以外の資産（その株主等に対する株式に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付がされた金銭その他の資産及び合併に反対するその株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付がされる金銭その他の資産を除きます。）が交付されなかったものに限り、）により合併法人からその合併法人の株式又は合併親法人の株式（以下「合併法人等株式」といいます。）を取得した場合には、その取得した合併法人等株式の1株当たりの取得価額については次の算式により付替え計算を行うこととされています（所令112①）。

＜算式＞

$$\begin{array}{l} \text{合併法} \\ \text{人等株} \\ \text{式1株} \\ \text{当たり} \\ \text{の取得} \\ \text{価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{旧株1株の} \\ \text{従前の取} \\ \text{得価額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{旧株1株} \\ \text{当たりの} \\ \text{みなし配} \\ \text{当額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{旧株1株当} \\ \text{たりの合併} \\ \text{法人等株式} \\ \text{の取得費} \\ \text{用の額} \end{array}$$

$$\text{旧株1株について取得した合併法人等株式の数}$$

(3) 分割型分割が行われた場合の株式の取得価額の付替え計算

居住者が、その有する株式（以下「旧株」といいます。）について、その旧株を発行した法人の分割型分割（その分割型分割に係る分割法人の株主等にその分割型分割に係る分割承継法人の株式又は分割承継法人との間にその分割承

継法人の発行済株式等の全部を保有する関係がある法人（以下「分割承継親法人」といいます。）の株式のいずれか一方の株式以外の資産（その株主等に対する株式に係る剰余金の配当又は利益の配当として交付がされた分割対価資産以外の金銭その他の資産を除きます。）が交付されなかったものに限り、）によりその分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式（以下「分割承継法人等株式」といいます。）を取得した場合には、その取得した分割承継法人等株式の1株当たりの取得価額については次の算式により付替え計算を行うこととされています（所令113①）。

＜算式＞

$$\begin{array}{l} \text{分割承} \\ \text{継法人} \\ \text{等株式} \\ \text{1株当} \\ \text{たりの} \\ \text{取得価} \\ \text{額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{旧株1株の} \\ \text{従前の取} \\ \text{得価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{純資} \\ \text{産移} \\ \text{転割} \\ \text{合} \end{array} + \begin{array}{l} \text{分割承} \\ \text{継法人} \\ \text{等株式} \\ \text{1株当} \\ \text{たりの} \\ \text{みなし} \\ \text{配当額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{分割承継} \\ \text{法人等株} \\ \text{式1株当} \\ \text{たりの分} \\ \text{割承継法} \\ \text{人等株式} \\ \text{の取得費} \\ \text{用の額} \end{array}$$

この場合において、旧株の1株当たりの取得価額についても次の算式により付替え計算を行うこととされています（旧所令113②）。

＜算式＞

$$\begin{array}{l} \text{旧株1株} \\ \text{当たりの} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{旧株1株の} \\ \text{従前の取} \\ \text{得価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{旧株1株の} \\ \text{従前の取} \\ \text{得価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{純資産移} \\ \text{転割合} \end{array}$$

※ 「純資産移転割合」とは、次の算式により計算した割合をいいます（所令61②二）。

$$\begin{array}{l} \text{純資産} \\ \text{移転割合} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{移転資産の帳簿価額から移転負債の} \\ \text{帳簿価額を控除した金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{分割型分割直前の資産の帳簿価額から} \\ \text{負債の帳簿価額を控除した金額} \end{array}}$$

2 改正の内容

同一の者に直接100%保有されている法人同士の合併、分割及び株式交換については、これらの対価として株式の交付を受けたとしても、その者の保有する株式数が増加するのみであることから、

実務においてはこれらの対価の交付が省略される場合があります。このような無対価で行われる合併、分割及び株式交換については、解釈によって取扱いがなされていたところですが、平成22年度税制改正においては、「グループ法人内で行われた組織再編成に係る整備」の一環として、無対価で行われる合併、分割及び株式交換のうち、事実上対価の交付があったものと同様の効果を有するものについては、税法上対価の交付があった場合と同様の課税関係となるよう次の措置が講じられました。

（注） 無対価組織再編成を含むグループ法人内で行われた組織再編成に係る整備の詳細については、後掲「法人税法の改正」の解説をご参照ください。

(1) 無対価株式交換に係る譲渡所得等の特例及び所有株式の取得価額の付替え計算

居住者が、各年において、その有する株式（以下「旧株」といいます。）につき、その旧株を発行した法人の行った適格株式交換（その法人の株主に株式交換完全親法人の株式その他の資産が交付されなかったものに限り、以下「無対価株式交換」といいます。）によりその旧株を有しないこととなった場合には、その年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その旧株の贈与がなかったものとみなすこととされました（所法57の4①）。

（注1） 所得税法においては、法人に対する贈与により居住者の有する資産の移転があった場合には、その贈与時に、その贈与時の時価により、その資産の譲渡があったものとみなすこととされています（所法59①一）。

（注2） 上記の場合の適格株式交換は、株式交換前にその株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に同一の者による完全支配関係があり、かつ、その株式交換後にその株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間にその同一の者によ

る完全支配関係が継続することが見込まれている場合におけるその株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間の関係がある場合の適格株式交換が該当します（法法2十二の十六イ、法令4の3④二）。

また、この特例の適用を受けた居住者が無対価株式交換により旧株を有しないこととなった場合における所有株式（その無対価株式交換の直後にその居住者が有するその無対価株式交換に係る株式交換完全親法人の株式をいいます。）をその後に譲渡した場合の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算において収入金額から控除する取得費の計算の基礎となる所有株式の取得価額については次の算式により付替え計算を行うこととされています（所令167の7④）。

＜算式＞

$$\text{所有株式の取得価額} = \text{無対価株式交換直前の所有株式の取得価額} + \text{無対価株式交換直前の旧株の取得価額}$$

(2) 無対価合併が行われた場合の所有株式の取得価額の付替え計算

居住者の有する株式（以下「所有株式」といいます。）について、その所有株式を発行した法人を合併法人とする合併（適格合併のうち無対価合併に該当するものに限り、以下「無対価合併」といいます。）が行われた場合には、その所有株式の1株当たりの取得価額については次の算式により付替え計算を行うこととされました（所令112②）。

＜算式＞

$$\text{所有株式1株当たりの取得価額} = \frac{\text{所有株式1株の従前の取得価額}}{\text{所有株式の数}} + \frac{\text{旧株1株の従前の取得価額} \times \text{旧株の数}}{\text{所有株式の数}}$$

※ 「旧株」とは、その無対価合併に係る被合併法人の株式でその居住者がその無対価合併の直前に有していたものをいいます。

（注） 上記の場合の適格合併は、合併前にその合

併に係る被合併法人と合併法人との間に同一の者による完全支配関係があり、かつ、その合併後にその同一の者とその合併に係る合併法人との間にその同一の者による完全支配関係が継続することが見込まれている場合におけるその合併に係る被合併法人と合併法人との間の関係がある場合の適格合併が該当します（法法2十二の八イ、法令4の3②二）。

(3) 無対価分割型分割が行われた場合の所有株式の取得価額の付替え計算

居住者の有する株式（以下「所有株式」といいます。）について、その所有株式を発行した法人を分割承継法人とする分割型分割（適格分割型分割のうち、無対価分割に該当するものに限りま。以下「無対価分割型分割」といいます。）が行われた場合には、その所有株式の1株当たりの取得価額については次の算式により付替え計算を行うこととされました（所令113②）。

《算式》

$$\begin{array}{ccccccc} \text{所有株式1株} & \text{所有株式1株} & \text{旧株1株} & & \text{純資産移} & & \text{旧株} \\ \text{当たり} & \text{の従前} & \text{の従前} & \times & \text{転割合} & \times & \text{の数} \\ \text{取得} & \text{の従前} & \text{取得価額} & & & & \\ \text{価額} & \text{の従前} & & & & & \\ \text{価額} & \text{の従前} & & & & & \end{array} + \frac{\text{所有株式の数}}{\text{所有株式の数}}$$

※ 「旧株」とは、その無対価分割型分割に係る分割法人の株式でその居住者がその無対価分割型分割の直前に有していたものをいいます。

この場合において、旧株の1株当たりの取得価額についても次の算式により付替え計算を行うこととされました（所令113③）。

《算式》

$$\begin{array}{ccccccc} \text{旧株1株} & \text{旧株1株} & \text{旧株1株} & & \text{純資産移} & & \\ \text{当たりの} & \text{の従前の} & \text{の従前の} & \times & \text{転割合} & & \\ \text{取得価額} & \text{取得価額} & \text{取得価額} & & & & \end{array}$$

（注） 上記の場合の適格分割型分割は、分割前にその分割に係る分割法人と分割承継法人との間に同一の者による完全支配関係があり、かつ、その分割後にその分割法人と分割承継法人との間にその同一の者による完全支配関係が継続することが見込まれている場合におけるその分割法人と分割承継法人との間の関係がある場合の適格分割型分割が該当します（法法2十二の十一イ、法令4の3②二）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、個人が平成22年10月1日以後に行う無対価株式交換による旧株の贈与について適用することとされています（改正法附則3）。
- (2) 上記2(2)の改正は、平成22年10月1日以後に無対価合併が行われる場合について適用することとされています（改正所令附則3①）。
- (3) 上記2(3)の改正は、平成22年10月1日以後に無対価分割型分割が行われる場合について適用することとされています（改正所令附則3②）。

九 罰則の見直し

1 改正前の制度の概要

(1) 脱税犯に係る罰則

① 申告所得税は脱犯・不正受還付犯

所得税の納税義務者が、偽りその他不正の行為により、確定申告等に基づき納付すべきその年の所得税額（外国税額控除額がある場合には、その外国税額控除額を控除しないで計算した所得税額）につき所得税を免れ、又

は純損失の繰戻し還付により所得税の還付を受けた場合は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされています。この場合において、その免れた又は還付を受けた所得税額が500万円を超えるときは、情状により、その罰金は、500万円を超えその免れた所得税額又は還付を受けた所得税額に相当する金額以下とすることができることとされています（旧所法

238)。

② 源泉所得税は脱犯

源泉所得税の納税義務者が、偽りその他不正の行為により、徴収されるべき源泉所得税を免れた場合は、3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされています。この場合において、その免れた源泉所得税額が50万円を超えるときは、情状により、その罰金は、50万円を超えその免れた源泉所得税額に相当する金額以下とすることができることとされています（旧所法239①③）。

③ 源泉所得税不納付犯

源泉所得税の徴収義務者が、徴収して納付すべき源泉所得税を納付しなかった場合は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされています。この場合において、その納付しなかった源泉所得税額が100万円を超えるときは、情状により、その罰金は、100万円を超えその納付しなかった源泉所得税額に相当する金額以下とすることができることとされています（旧所法240）。

(2) 秩序犯に係る罰則

① 申告書不提出犯

正当な理由がなくて確定申告書等をその提出期限までに提出しなかった者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処することとされています。ただし、情状により、その刑を免除することができることとされています（旧所法241）。

② その他の秩序犯

次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処することとされています（旧所法242、旧措法42の3①、旧国外送金等調書法7）。

イ 予定納税額の減額承認申請に係る申請書又はその添付書類に偽りの記載をして税務署長に提出し、減額の承認を受けた者

ロ 源泉所得税免除の特例の要件等に該当しないのに偽りの申請をして源泉所得税免除の特例に係る証明書の交付を受けた外国法人等及び源泉所得税免除の特例の証明書の交付を受けた後、その要件等に該当しなくなったにもかかわらず所定の通知又は届出を行わなかった外国法人等

ハ 源泉所得税を徴収しなかった徴収義務者（源泉所得税不徴収犯）

ニ 利子等の受領の際に提出しなければならない告知書に偽りの記載をしてその利子等の支払の取扱者に提出した者及びその告知書を提出させないでその利子等の支払をした支払の取扱者等

ホ 所得税の関係法令上提出しなければならない支払調書、源泉徴収票等をこれらの書類の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの書類に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

ヘ 所得税の関係法令上交付しなければならない源泉徴収票等をこれらの書類の交付の期限までに交付せず、若しくはこれらの書類に偽りの記載をして交付した者又は電磁的方法により偽りの事項を提供した者

ト 給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書を交付せず、若しくはこれらの支払明細書に偽りの記載をして交付した者又は電磁的方法により偽りの事項を提供した者

チ 正当な理由なく源泉徴収票等の交付請求を拒み、又は源泉徴収票等に偽りの記載をして交付した者

リ 税務職員の質問に対して答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

ヌ 税務職員の検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

(3) その他の罰則

① 税務職員の守秘義務違反

所得税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとされています（旧所法243、旧措法42の3③、旧国外送金等調書法8）。

② 両罰規定

納税者の代理人等が、その納税者の業務等に関して上記(1)又は(2)の違反行為をした場合は、その違反行為をした者（納税者の代理人等）を罰するほか、その納税者（業務主）に対しても、業務主としての罪（監督責任）として、その違反行為に係る罰金刑を科することとされています。これを両罰規定といいます（旧所法244①、旧措法42の3④、旧国外送金等調書法9）。

なお、上記(1)①の申告所得税は脱・不正受還付に係る両罰規定の公訴時効期間は、その申告所得税は脱に係る罪の公訴時効期間（5年）によることとする特例が設けられています（旧所法244②）。

（注） 両罰規定は罰金刑のみであることから、その公訴時効期間は、刑事訴訟法上「3年」とされています。この結果、納税者（業務主）の公訴時効が完成し、納税者の代理人等（違反行為をした者）のみを処罰するような事態も想定され、制度趣旨上好ましくないことから、この公訴時効期間の特例が設けられています。

2 改正の内容

平成22年度税制改正においては、課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、租税に関する罰則について、全般的な見直しが行われたところです。このうち所得税に関するものは次のとおりとされています。

(1) 脱税犯に係る法定刑の引上げ等

脱税犯に係る懲役刑の上限を10年に引き上げ

るとともに、罰金刑の上限（定額部分）を、1,000万円（源泉所得税は脱犯に係るものは100万円、源泉所得税不納付犯に係るものは200万円）に引き上げることとされました（所法238①、239①、240①）。また、申告所得税は脱犯・不正受還付犯の対象に、非居住者の給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告に係るものを追加することとされました（所法238①）。

(2) 秩序犯に係る法定刑の引上げ等

秩序犯に係る罰金刑の上限を50万円に引き上げるとともに、申告書不提出犯の対象に、租税特別措置法に規定する義務的修正申告書及び義務的期限後申告書の不提出を追加することとされました（所法241、242、措法42の3①②、国外送金等調書法7）。

(3) その他

① 税務職員の守秘義務違反に対する罰則の見直し

国税通則法に、税務職員の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が設けられることに伴い、所得税法等に規定されている税務職員の守秘義務違反に対する罰則規定を削除することとされました（旧所法243、旧措法42の3③、旧国外送金等調書法8）。

② 両罰規定の公訴時効期間の特例の整備

上記(1)のとおり、源泉所得税は脱犯及び源泉所得税不納付犯に係る懲役刑の上限が10年（改正前3年）に引き上げられることに伴い、これらの罪に係る公訴時効期間が7年（改正前3年）になることから、これらの罪の両罰規定についても公訴時効期間の特例の対象とし、その公訴時効期間は7年（改正前3年）とされました（所法243②）。

また、申告所得税は税犯・不正受還付犯に係る懲役刑の上限が10年（改正前5年）に引き上げられることに伴い、この罪に係る公訴時効期間が7年（改正前5年）になることか

ら、この罪の両罰規定の公訴時効期間も7年（改正前5年）とされました。

に係る公訴時効期間は、7年とされています（刑事訴訟法250、251）。

（注） 刑事訴訟法上、懲役刑の上限が10年の罪

○罰則の見直し後の懲役刑及び罰金刑（所得税関係）

		懲役刑	罰金刑
脱税犯	申告所得税は脱犯・不正受還付犯（所法238）	10年以下 （改正前：5年以下）	1,000万円以下 （改正前：500万円以下）
	源泉所得税は脱犯（所法239①）	10年以下 （改正前：3年以下）	100万円以下 （改正前：50万円以下）
	源泉所得税不納付犯（所法240）	10年以下 （改正前：3年以下）	200万円以下 （改正前：100万円以下）
秩序犯	申告書不提出犯（所法241、措法42の3①）	1年以下	50万円以下 （改正前：20万円以下）
	その他の秩序犯（所法242、措法42の3②等）	1年以下	50万円以下 （改正前：20万円以下）
その他	守秘義務違反 ※国税通則法に規定	2年以下	100万円以下 （改正前30万円以下）

3 適用関係

上記2の改正は、平成22年6月1日以後の違反行為について適用されます（改正法附則1、146

関係）。

（注） なお、改正の背景等については、後掲「**租税罰則・国税通則・国税徴収法関係の改正**」（621ページ）の解説を参照してください。